

熊本県バドミントン協会登録規程

(目的)

第1条 本規程は、熊本県バドミントン協会（以下「本協会」という。）規約第32条により、登録に必要な事項を定める。

(登録)

第2条 本協会に加盟する団体に所属するものは、所属する本協会加盟団体を通じて登録しなければならない。

第3条 登録は代表者が登録申込書に捺印記入し、登録料を添えて行う。

(登録料)

第4条 登録料は別表1により納入する。

(期限)

第5条 登録の有効期限は、毎年3月31日迄とし毎年登録の申請をするものとする。

(制限)

第6条 登録は、二つ以上の団体及び郡市協会からすることはできない。

第7条 本協会の主催または共催する大会は、登録団体及び登録個人でなければ出場できない。

(準用)

第8条 本協会の登録者については、日本バドミントン協会の登録者に関する諸規程を準用する。

(除名)

第9条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- 2 前条で準用する日本バドミントン競技者資格規程の登録者に関する違反行為があったとき。
- 3 虚偽の申請があったとき。

(その他)

第10条 この規程の改廃は常任理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は平成7年4月1日より施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成26年4月1日より施行する。

別表 1

登録料は次の各項により納入する。

1. 団体加盟 1団体6,000円
(中学・高校・大学・職場・クラブ・県内各郡市協会など)
2. 個人登録

	日本バドミントン協会	県協会	専門部会	その他	合計
一般・学生	1,000円	800円		100円	1,900円
高校生	500円	500円		100円	1,100円
中学生	300円	500円	200円	100円	1,100円
小学生	300円	500円		700円 (日小連) 100円	1,600円

3. 団体加盟は同時に全員の個人登録を要する。